## ★令和7年度(令和7年7月分~令和8年6月分)国民年金保険料免除申請の受付が7月1日から 始まります。

収入の減少や失業等により、経済的に保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請手続きにより、 保険料が「全額免除」または「一部免除(一部納付)」される免除制度があります。

申請者本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

なお、所得の申告をしていないと審査ができませんので、忘れずに申告をお願いします。

#### 【免除・猶予の申請可能期間と前年所得の関係】※令和7年7月時点

免除・猶予の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
令和5年6月分	令和3年中の所得(令和3年1月~12月)
令和5年7月分~令和6年6月分	令和4年中の所得(令和4年1月~12月)
令和 6年 7月分~令和 7年 6月分	令和5年中の所得(令和5年1月~12月)
令和 7年 7月分~令和 8年 6月分	令和6年中の所得(令和6年1月~12月)

※学生の場合は「学生納付特例」の対象となり申請書、受付期間および対象期間が異なります。

#### 【手続きに必要なもの】

①基礎年金番号がわかるもの ②雇用保険受給資格者証または離職票の写し等(失業等を理由とする場合) ※退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査する特例免除制度があります。

#### 【届出先】市保険課(☎31-0216)

および美都地域総務課・匹見地域総務課で随時受付けています。

予約の際はお手元に基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

※免除等の申請手続きは、マイナポータルからスマートフォン等で電子申請することもできます。 利用方法については日本年金機構ホームページをご覧ください。

#### ○浜田年金事務所 出張年金相談

相談日7月8日以・22日以

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00~15:30

#### (予約・問い合わせ先)

浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670

### ☆要予約

相談日の1カ月前から受付

※定員に達した時点で受付は終了します。

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類(基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに 記載されています)、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)などを お持ちください。代理の方の場合は、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所で相談される場合も電話での予約が必要です。

# 令和6年度に寄せられた市長への手紙

#### ●令和6年度のご意見等の件数 38件

区分	件数
意見	8件
提案・提言	8件
要望	15 件
苦情	3件
その他	4件

	形態	件数
	メール	25 件
	封書	5件
	FAX	1件
:	投書箱・持参	7件

内 容	件数
地域づくりに関するもの	1件
観光に関するもの	5件
ごみ・環境に関するもの	5件
インフラ整備に関するもの	4件
職員・市役所に関するもの	6件
福祉に関するもの	5件
学校・教育・子育てに関するもの	0件
その他	12件